

1. ねんきん特別便に「問題なし」と回答したが・・・

委任を受け調べ 20年前の年金をといもどす (大阪)

年金特別便が届いたKさんは、「問題なし」と返信していた。年金者組合が委任を受け、社会保険事務所に行く。休まずずっと働いてきた10年あまりの年金が空白になっていた。職場を何回も変わっていたため、K氏の60年前の記憶を呼び戻しながら、再度うながし社会保険事務所へ。特別便も来たのだからと意を強くし調べてもらった。すると、わずか9ヶ月の会社が浮かび上がり統合した。それで、20年あまり前までさかのぼって支給されることになった。

そのやりとりの中で、「可能性がある会社の名前を社会保険事務所から提示してほしい」と要請したが、「何人もが私です、と言ったら困る」などと言って断られた。提示してくれれば早かったが、いろいろと聴取されるなかで真実に到達できると考えがなばった。あきらめず、ていねいにサポートすることが必要だと思えます。

3月までに、送られた「ねんきん特別便」は、かならず理由があるものです。社会保険庁は、「消えた年金」に結びつく可能性のあるデータ・情報はすべて、本人に公開すべきです。

もっている情報を出し惜しみしているのでは、本人にも、担当事務者にも大きな負担をかけ、記録の統合がいつそう困難になるばかりです。

2. 時効がなくない 110カ月分、274万円をといもどす

(兵庫)

長田支部のTさんは、2年前に自分の年金額に納得できないので、長田生活相談センターの、年金相談日（年金者組合長田支部担当）にその旨相談。さっそく担当者が調査したところ申告漏れが判明しました。所定の手続きを終えたTさんに、一

時金百数十万円が支給されるとともに、毎月の年金額も増額されるようになりました。このTさんの申告漏れがほかにも存在することも判明していましたが、すでに5年以上経過しているため、このときには時効で涙をのまざるを得ませんでした。

年金生活者の命の綱「年金」。社会保険庁のあまりにもズサンな処理に国民の怒りが爆発。あわてた政府は時効制度を撤廃しました。このことを知ったTさんは、ただちに社会保険事務所に電話したところ、社会保険庁長官から「時効特例給付支払い通知書」が郵送されてきて、110カ月分273万9966円が振り込まれました。なお、追記として「この支払額については課税されないので確定申告の必要はありません」と記載されていました。

Tさんは、「私の場合、年金者組合が親身になって調査してくれたから時効分の存在が分かっていたので即刻処理ができました。しかし、多くの場合不明のまま処理される可能性があると思います。現役時に職場を多く代わられた方ほど注意すべきだと思います」と話していました。

記録が宙に浮いていたのが、あらたに統合された場合は、時効がなくなりました。国の責任で「消えて」いたのですから、当然です。もらえなかった期間をすべてさかのぼることができるので、金額も大きくなります。

年金者組合は、3月までに特別便をもらったすべての人と連絡をとり、相談にのるよう呼びかけています。

3. 亡くなった夫の年金記録が抜けていたが・・・ (兵庫)

私のところにも「ねんきん特別便」が届けられました。遺族年金受給者ですので中身は夫の年金記録です。わかりにくい書類だったので社保庁の事務所に行きますと「抜けている期間は民間に勤めていましたか？」と何度も聞かれました。「私にはわかりません」と答える「この間は役人でなかったので厚生年金です。ああ抜けていますね」とあっさり言われ、何枚もの書類を記入しました。その後、また足り

ない書類を記入して郵送し、3度目には電話があり、特別便に記載されていない障害年金の漏れ、また、行方不明になっている年金があること、そのために原戸籍謄本、除籍住民票、共済加入期間確認通知書が求められました。この2週間あまり、東京などに電話をしても混み合っていて、いまだに申請もできずにいます。はじめからちゃんと仕事をしていてくれたら、こんな苦勞をしなくてもよいものを・・・夫だって本人の正しい年金を支給されていたのに・・・怒っています。

年金者組合の方々、これからもお役人のする仕事には大きな目と耳でずーっと見張らないと駄目ですね。

手続きは煩雑で、時間もかかります。消えた年金を見つけるために国民が払う犠牲と負担も大きいものがあります。

4. 「やっぱりあったんだ！ あきらめないでよかった」 昭和23年～27年の記録もれ (北海道)

2月になって、Sさん(79才)にも「ねんきん特別便」が来ました。Sさんは「あなたの加入記録」の欄を見て思い出したことがありました。

今から20年ほど前に、「私には留萌で働いていたときの年金があるはずだから調べてほしい」と市の係の人に申し出ました。しかし、このときは「わからない」と言われてそのままになっていたのです。

近くに住んでいる年金者組合の役員に来てもらい、記憶に残っている職歴を書き出してみました。昭和24年から27年にかけて働いていた鉄工場の名前もはっきりしています。そこでケガをして労災にかかった記憶もはっきりしています。今度はわかるかもしれないと思いました。

年金者組合の役員Tさんは、「特別便」に同封されたチラシに書かれている「専用ダイヤル」に電話しました。

- ・ 氏名、生年月日、現住所、自宅の電話番号を知らせました。
- ・ 年金証書番号とコード番号

・昭和24年～27年に勤めていた留萌の鉄工場の名前を話しました。

社会保険庁の係の人は、「この専用ダイヤルは東京につながっていますが、あなたの電話代は市内料金並みですから安心してください」と説明し、「10分ほど待ってください」と言って電話を切りました。

10分後に社会保険庁の係の人から電話があり、「見つかりました。それで、特別便で受け取った加入記録他と認め印、年金証書を持って近くの社会保険事務所の窓口に行ってください」と言われました。

「やっぱりあったんだ。あきらめないでよかったよ」

あきらめないことが大切です。そのために、1人で悩まず、相談をして、相談にのってがんばりましょう。

5. 夫婦で年金取り戻す

夫は記録漏れ、妻は保険料の二重払い (千葉)

Tさん夫妻に社会保険庁から、「あなたの年金は記録がもれている可能性がある」とう内容の「ねんきん特別便」が送られてきました。記録を照合したところ、ご主人のTさんが昭和28年6月から31年12月まで勤めていた東京のK社の分が漏れていることがわかりました。そこで、妻のMさんがTさんの委任状をもって社会保険事務所と交渉。その結果、社会保険庁は記録漏れを認め、10年前にさかのぼって、記録漏れ分月額7000円、合計で84万円が一時金として支給されることを確認しました。さらに今後Tさんが存命している期間は現在支給されている年金額に月額7000円プラスされて支給されることになりました。

Mさんは、同時に自分の年金記録についても調べてもらったところ、東京で働いていた当時、会社を変えたときに、年金保険料を半年間二重に支払っていることがわかりました。社会保険庁はこの分についてもさらに精査したうえで、年金額の増額、追加支給することを確認しました。

保険料を二重に支払っていたというケースも、まれですがあります。よく確認する必要があります。

6. 記憶呼び戻し、あきらめず追求を

出てきた「消えた年金」35カ月分

(埼玉)

Aさんのもとへ社会保険庁から「ねんきん特別便」がきました。さっそく社会保険庁に電話をしました。すると、「〇〇が消えている」ことがすぐに判明。そのうえ、「あと3カ所あります」と、さらに、具体的に「自動車部品を作っている会社はないですか」「溶接関係はないですか」などと親切にヒントをくれました。

学校を終えてすぐの就職先でしたが、すぐに社名を思い出しました。すると、「もう1カ所ありますが、4カ所わかれば手続きできますから、すぐに社会保険事務所に行ってください」と言われ、川越まで行きました。その結果、5カ所で、35カ月分の「消えた年金」がはっきりし、1年間で約4万円支給金額が増えることになりました。また、過去6～7年さかのぼって支給されることになりました。

その原因は、昔、就職するときに、会社に提出する書類に「朝妻」のフリガナを正しくは「アサヅマ」としなければならなかったのを、「アサズマ」としたためだということがわかりました。

Aさんは「こんなことはよくありがちなこと。特に姓が変わる女性には多くあるのではないのでしょうか。どんなことでも、少しでも記憶にあったら、追求していくことが大事ではないのでしょうか」と話しています。

この支部では、このほかOさんとT氏の2人の「消えた年金」が判明しています。

埼玉県は、「消えた年金」をとりもどすための学習・交流会をやりました。いろいろなやり方を学びあって、とりもどす件数を増やしましょう。

7. 記録漏れ4件のうち1件がつながり

34万2千円を取り戻す

(東京)

世田谷のNさんのところにも特別便がきました。よく見たところ、記録漏れを4件も発見。何年ごろ、どこの会社にいたということをよく覚えていたので、すぐに発見できました。年金者組合の役員もやり、年金のことは一生懸命やってきたつもりだったが、まさか自分のところにまでくるとは、と思いつつ、すぐに社会保険事務所におもむいて、どういうことだと強く言ったところ、すぐに調べ、1件はつながり、34万2千円を取り戻すことができました。

しかし、2件は会社が倒産していて年金に加入していなかった、もう1件は本社が大阪ですぐにはわからない、ということでした。34万2千円も支払いまでには8カ月ほどかかるとの返事。怒り心頭。そんなことをしている間に自分も年だから死んじゃうかもしれない、どうしてくれる、早くせよ、と大きな声で言ってきた話。

特別便がきた人はもちろん、そうじゃない人も、年金者組合の記録確認運動をとくに女性のみなさんひとりくんだ方がいいですよ、ということでした。

消えていたことがわかっても、再裁定のために大変時間がかかっています。担当する人員が不足しているためです。抜本的に人員を増やして、責任をもって早急に解決できるような体制を確立すべきです。

8. どうせないと思って申請していなかった年金

年額59万円、一時金で280万円といもどす (山形)

山形市内に住むHさんは、69才の女性。障害者の夫と、夫のわずかな障害年金で暮らしていました。みずから国民年金の保険料を納めた記憶がなく、「どうせ自

分は年金がもらえない」と思っていたようですが、念のために相談にきました。

国民年金は65才になると受給権が発生しますが、自ら年金裁定手続き（申請）をしないと、いつまでたっても年金は支給されません。

調査をした結果、Hさんの場合は、親族が保険料を払っており、受給権があることがわかりました。Hさんの場合は年額およそ59万円でしたが、65才から4年数ヶ月年金を受け取る権利があるにもかかわらず請求をしていなかったのので、さかのぼって請求しました。

年金は、時効で原則として最大5年までしかさかのぼれません。（消えた年金での時効特例法のケースは除く）Hさんの場合、ぎりぎりで時効にかかる年金はなく、一括して約280万円が手元に入りました。（もちろん今後もHさんが生きていくかぎり年額で59万円の年金が入ります）

今回のケースは、手続きをしないと年金は支給されないことと、自分の加入期間をどのように調べればよいか、がわからなくての相談でした。

社会保険事務所側では、Hさんが、若いころある食品会社に勤めていた可能性がある。思い出せないか。ということ我突然言い出しました。残念ながら、Hさんはこの時点で勤めていた会社名を思い出せませんでした。これがいわゆる「消えた年金」の部分です。しかし、Hさんが自ら会社名を思い出せないかぎり、この部分の年金はもらえないこととなります。この部分については、現在調査中です。

（特定社会保険労務士 佐藤雅之氏）

子どもが知らないうちに親が保険料を払っていたということはよくあるケースです。この場合は、本人は納めていないと思っていたので申請せず、無年金でいたわけです。このまま、申請にいかなかったら、そのまま「浮いた年金」になって漂っているところでした。「申請主義」の害毒の典型です。

9. 漏れているのではないかと疑念があって…

「ねんきん特別便」でといもどす (広島)

県本部のN書記長は、今年の「消えた年金」問題が大きなニュースになったとき、高校を卒業直後、1年あまり勤めた会社の年金が漏れているのではないかと疑念を持ち始めましていました。そのうちに社会保険庁へ問い合わせしてみようと思っていました。

1月末になって「ねんきん特別便」が郵送されてきました。見ると、記載された履歴から高卒後に働いていた会社の名前がありません。さっそく社会保険庁へ出向き、担当者にその旨を告げると、「その会社名は？」と聞かれ、「宇品にあるH会社」と答えました。担当者が調査にかかり、しばらくして、「確かにH会社のものが漏れています」とのことでした。

目の前でパソコン操作をおこなった担当者が「昭和34年3月から35年6月までの15カ月が漏れています。年間1万6800円増額になります。手続きをしてこれまでの差額の振り込みなどを行います。よかったですね」とのこと。

しかし、このあと新しい年金証書が届くまで約6カ月かかり、それから過去5年までの差額を受け取るまでに約2カ月、また4カ月後に5年を超えた部分の差額を受け取ることができるとのこと。約1年を要することになります。

みなさんも疑念があれば、社会保険庁へ出向いて調査を試みてもらいいですよ。

約1年も待たなければならないのは大変ですが、疑念があれば、納得できるまで調べてもらいましょう。

10. どうしようかと迷ったけれど…

生命保険外交員の3カ月間が見つかる

(三重)

鈴鹿支部のYさんは、「ねんきん特別便」を受け取って、しばらくどうしようかと迷っていましたが、近くの年金者組合役員に相談しました。

いっしょに社会保険事務所に行ってもらったところ、抜けていると思った国民年金は抜けていなかったのですが、思いもよらなかった3カ月間の生命保険外交員の厚生年金が見つかりました。

金額にすればわずかですが、思わぬ結果でした。これで鈴鹿支部では、組合が扱った回復件数は3件になりました。「ねんきん特別便」がきたらかならず組合に相談して、社会保険事務所に行きましょう。

私たちのまわりには、まだ、「どうしようかと迷っている」人がたくさんいると思います。声をかけ、相談にのる活動が大切です。

11. 支部でといくんだが・・・

2人が一部改善

(奈良)

平群支部で、ねんきん特別便にとりくみましたが、2人が一部改善しました。うち1人は、運良く当時の給与明細書があり社会保険事務所へ持参して折衝しました。

もう1人は、H19年9月ごろに奈良県社会保険事務所を訪問し、日亜鋼板に約5年、伊丹にあった駐留軍の警備会社に2年ほどの勤務実績があり、その期間の記録調査を依頼していたところ、今回の特別便がきました。

支部役員同伴で再度社会保険事務所へ行き、その後の進行状況とたずねましたが、進展がないとのこと。しかし、このときに、明治乳業2カ月分のデータを見つけ、この分は再計算の運びとなりました。

行って尋ねても、わからない場合があります。第三者委員会に申し立てるという方法もあります。